平成２２年（フ）第６９５号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町217番地の12
債務者　鈴木　友子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７４号
横浜市磯子区森４丁目14番６号　屏風ヶ浦ハイツ201号
債務者　瀬古賢一郎
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７９号
横浜市旭区上川井町398番地
債務者　藤田　順子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８７号
横浜市都筑区川和台26番20号　グリーンヒルズＥ室
債務者　神　　幸代（旧姓神・窪田）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９５号
神奈川県大和市林間１丁目20番22号　ウッディーパス102
債務者　高橋美沙子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９６号
横浜市旭区市沢町85番地
債務者　大塚　徳子
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０５号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地４街区６棟305号
債務者　清水　　忍
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１７号
横浜市中区長者町８丁目133番地　芳ビル303号室
債務者　大場　麻美
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１００９号
大阪市平野区加美北８丁目８番24―201号
債務者　井上　範子（旧姓山邉）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０７２号
大阪府守口市藤田町５丁目35番９―303号
債務者　村上　真規
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２２号
大阪府寝屋川市池田西町３番８―403号
債務者　岡本　　香
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９２号
横浜市旭区善部町29番地　ゼンブスカイピア１Ｃ
債務者　平山　裕美
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７４５号
神奈川県大和市大和東２丁目６番９号　サンクリエイトハイツ大和301号
債務者　井島　弘貴
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
静岡県藤枝市高柳1942番地
債務者　石上　良江
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８３号
神奈川県高座郡寒川町倉見423番地２　サクラハイツＣ号
債務者　中沢　友子（旧姓水島）
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３３号
横浜市南区花之木町２丁目23番地２　林マンション301
債務者　志垣　博音
1　決定年月日時　平成22年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部